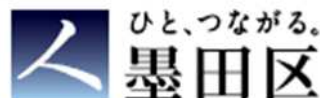


墨田区消費者ニュース

令和5年1月発行 第194号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



18歳はもう大人！ 「契約」のトラブルに注意

成年年齢引下げにより、18歳から「成年」となります。成年になると、保護者の許可なく、契約をしたり、ローンを組んだり、借金したりできるようになります。

社会経験が乏しい若者は悪質な業者に狙われやすいのです。よくあるトラブルを知って、被害を防ぎましょう。

事例

スマートフォンでSNSを見ていたところ、相談にのるだけで30万円もらえるという副業サイトを見つけ会員登録したが、詐欺サイトという書き込みがあった。



事例

無料脱毛のチケットをもらい出かけたクリニックで、高額な全身脱毛を契約してしまったが、解約したい。

事例

先輩から「簡単に稼げる話がある」と誘われ、喫茶店で投資家を名乗る人を紹介された。株で儲かる投資学習用USBを50万円で購入した。全く儲からず借金だけが残った。

軽い気持ちで契約しない。
契約をせかされてもその場で契約しない。
借金してまで契約しない。
儲け話は信じない。
困ったら消費生活センターに相談する。

消費者トラブルに
巻き込まれないための
アドバイス



「未成年者取消権」が適用されるのは、18歳未満です。

(東京都消費生活総合センター資料より)

消費者センター相談窓口から

海外出品者から買ったブランドコートが中古品だった！

～事前にサイトの利用規約を確認しましょう～

【相談事例】

海外在住の個人が出品するファッション通販サイトに登録し、欲しかった新品のブランドコートが3万円で出品されていたので注文した。先週コートが届いたが中古品だった。サイトの返品保証制度を利用しコートを事業者へ送ったところ、「コートを確認したが利用規約に反する商品でなく、当社の品質ガイドラインには触れない。コートは送り返す」というメールが届いた。

納得できず、詳細な理由を知りたいと返信したところだが、考え方を知りたい。

【アドバイス】

海外在住の出品者とインターネット上でおこなう個人間取引が人気ですが、イメージと違う、傷があった、偽物が届いたなどのトラブルも多々あります。サイトは取引の場を提供しているというスタンスで、トラブルになった場合は、個人で出品者と交渉することが求められます。相手が応じない場合もあるため注意が必要です。

消費者センターで当該サイトを確認したところ、鑑定サービスや返品保証制度等が設けられていましたが、その一方で利用規約に「契約の成立は出品会員と当該購入会員との間で成立します」「利用者間同士の直接取引に関するトラブルについて当社は一切責任を負いません」「トラブルについては相手方に連絡していただく必要があります」などの記載がありました。

上記事例では、すでに事業者が実物を確認して判断した回答であるため、再度交渉していくのは難しいことを伝え、理解されました。個人間取引はリスクが伴うことを念頭に置いて利用しましょう。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス西北部ルート「すみだ女性センター」前

